

名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 名古屋市立高等学校学則について、緑高等学校の学級数の変動に伴い、生徒定員を変更します。

【現行】 1,040 人→【改正後】 1,000 人

- (2) 名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則においては、「保護者等」の定義をするに当たり、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定を引用しているところ、同法の関係する規定を削除する法律案の成立が見込まれるため、同規則における「保護者等」の定義に係る規定の整備を行います。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり



名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

(名古屋市立高等学校学則の一部改正)

第1条 名古屋市立高等学校学則(平成11年名古屋市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(授業料、入学料及び聴講料の督促等) 第25条 授業料、入学料又は聴講料を期限内に納付しない者がある場合には、2週間以内にその保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)に対して督促しなければならない。	(授業料、入学料及び聴講料の督促等) 第25条 授業料、入学料又は聴講料を期限内に納付しない者がある場合には、2週間以内にその保護者等(次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。)に対して督促しなければならない。

<p>2 (略)</p>	<p>(1) <u>生徒等（生徒及び聴講生をいう。以下同じ。）に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、未成年後見人（法人又は民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた者に限る。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長その他の生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。）がいる場合 当該保護者</u></p> <p>(2) <u>生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）</u></p> <p>2 (略)</p>
--------------	--

別表名古屋市長緑高等学校の項中「1,040人」を「1,000人」に改める。

(名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部改正)

第2条 名古屋市立高等学校授業料等減免規則（平成14年名古屋市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第1条の2 この規則において「保護者等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。</p> <p><u>(1) 生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）</u></p>

<p>(減免の対象者及び額)</p> <p>第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、生徒の保護者等（<u>高等学校就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）</u>）で次の各号のいずれかに該当する者に対して、入学科を免除する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>法に規定する高等学校等就学支援金</u>その他委員会が指定する補助金の支給を受けている者に対しては、授業料を減免しない。</p>	<p>をいい、未成年後見人（法人又は民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた者に限る。）、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長その他の生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。）</u>がいる場合 当該保護者</p> <p>(2) <u>生徒に保護者がいない場合 当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）</u></p> <p>(減免の対象者及び額)</p> <p>第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、生徒の保護者等で次の各号のいずれかに該当する者に対して、入学科を免除する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）</u>に規定する高等学校等就学支援金その他委員会が指定する補助金の支給を受けている者に対しては、授業料を減免しない。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。